

新入生保護者の皆様へ

学校法人 立教学院



立教小学校

『小学生総合保障制度』

(こども総合保険)

「立教小学校・小学生総合保障制度」とは、児童の皆様が入学から卒業までに想定される様々な危険を補償し、安心して学校生活を過ごしていただくために設置した制度です。

制度の特長

- 自転車事故を含めた日常生活での個人賠償責任を補償
(保険金額国内無制限(国外3億円)・示談交渉サービス付(国内のみ))
- 団体契約のため割安な保険料(20%割引^(※)適用)で6年間補償
(例:P1プランの場合 111,200円 約20%^(※)お得 → 89,000円)
- 学校内・プライベートを問わず24時間補償
(学校が休みの日でも1日24時間補償します)
- お子さまのケガを補償(地震・噴火・津波によるケガも対象)
- お子さまの病気による入院・手術を補償(プランによって異なります。)
- お子さまの扶養者がケガや病気で万一の場合に
学資費用を補償(プランによって異なります。)

※割引率について:このパンフレットで案内している保険商品の算出基準である保険料(加入者数20名未満の団体における保険料)に対しての割合を示します。適用される割引率は前年度の加入者数等に応じて決定します。

(注)プランによって補償の内容が異なる場合がありますので、詳しくはプラン内容をご確認ください。

補償期間 (保険期間)	2025年4月1日 午前0時から 2031年4月1日 午後4時まで (学資費用の支払対象期間終了日 2031年3月31日)
申込方法	オンライン申込(クレジットカード決済) 同封のご案内をご確認ください。
申込締切日	2025年3月31日(月) 締切日以降でも当制度にご加入いただけますが、補償開始日が遅れますので 上記申込締切日までにお手続きください。
加入者証の発送時期	当制度は団体契約のため、加入者証のお届けまでお時間をいただく 場合がございます。

《小学生総合保障制度7つの特長》

(注) 各プランによってセットされている補償が異なりますのでご注意ください。
詳細は3~4ページの「プラン表」、5ページの「こんな時にお役に立ちます」をご覧ください。

1 個人賠償責任を補償

示談交渉サービス付
(国内のみ)

児童やそのご家族があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。受託品賠償は時価額を限度に補償します。

※授業および部活動などの学校管理下における活動中やスポーツをしている間は、法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。また自動車使用中(運転、ドアの開け閉め等を含みます。)やバイク運転中の事故は補償の対象となりません。
※ご家族の対象範囲の詳細は補償概要でご確認ください。



2 児童のケガを補償

地震・噴火・津波による事故も対象

通院を
1日目から補償



授業中、クラブ活動中の事故だけでなく、交通事故・レジャー中の事故など、さまざまな事故による児童のケガが対象となり、通院、入院、手術の補償から後遺障害、万一の死亡まで幅広く補償します。

※急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは保険金支払いの対象になりません。
詳しくは「用語のご説明」でご確認ください。

3 病気による入院・手術を補償 (P1・P1T・P3・P3Tプラン)

児童が補償期間中に発病した病気の治療のため、1泊2日以上入院した場合や所定の手術を受けた場合に補償します。

※補償開始前の検診で指摘された病気など、補償開始前に発病していた病気は補償の対象となりません。



4 学業(学資)費用補償 疾病による学業(学資)費用補償

(P1・P2・
P1T・P2Tプラン)

地震・噴火・津波による事故も対象



児童の扶養者がケガをして、事故の日から180日以内に死亡または、重度の後遺障害を負った場合に補償します。

さらに、扶養者の方が補償期間(保険期間)中に病気を発病し亡くなった場合にも補償します。

※補償開始前に発病していた病気を原因とするものについては、補償の対象となりません。

5 特定感染症補償

児童が補償期間中に法令で定める特定感染症(一類~三類感染症等)(注)を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

※初年度契約の場合、補償期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症は補償の対象になりません。
(注)「特定感染症」の詳細は用語のご説明をご覧ください。



6 携行品損害を補償

児童が住宅外(自宅外)で携行している身の回り品に、破損・盗難・火災などの偶然な事故による損害が生じた場合、その損害額(修理費または時価額のいずれか低い金額)から自己負担額(3,000円)を差し引いた額を補償します。(1つ10万円が限度、乗車券・通貨などは合計で5万円が限度)

※自転車など一部補償対象外の物があります。

例) 外出中にスマートフォンやタブレット端末を誤って落として画面が割れた



7 トラブル被害の対応も補償 (P1T・P2T・P3T・P4Tプラン)

児童がいじめ、SNS上での誹謗中傷やストーカーなどの被害(※1)を受けて届出・相談等(※2)を行った場合に初期対策費用、カウンセリング費用、法律相談費用、弁護士費用等、訴訟関連費用を補償します。対象となる被害の内容、各費用の支払条件や支払限度額等は補償概要をご確認ください。

(※1) 初年度契約で、「いじめ」・「名誉毀損またはプライバシーの侵害」・「ストーカー被害」については、届出・相談日が補償期間の開始日を含めて90日以内であるときは補償の対象となりません。

(※2) 弁護士等への法律相談の申込・委任、警察への届出・告訴状の提出、いじめに関する臨床心理士・公認心理師への相談をいいます。

※お子さまの自転車の被害事故にも対応します。



自転車事故の被害者になってしまうと、加害者との示談交渉が必要な場合、専門家の手を借りることも。

学資補償ありプラン

補償期間 2025年4月1日午前0時より2031年4月1日午後4時まで
(学資費用の支払対象期間終了日 2031年3月31日)

おすすめプラン

病気補償ありプラン	ご加入プラン	病気補償なしプラン	
P1プラン		P2プラン	
89,000円	6年間分の保険料 (一時払)	79,000円	
保険金額	補償項目	保険金額	
国内の事故:無制限 国外の事故:3億円	① 個人賠償責任補償 (1事故あたり支払限度額) ② 傷害(ケガ)補償 死亡保険金 ★■ ● 後遺障害保険金 ★■ ●▲ 後遺障害追加支払保険金 ★■ ●▲ 入院保険金 ★■ ●▲ 手術保険金 ★■ ● 通院保険金 ★■ ●▲ ③ 病気補償 疾病入院医療保険金 疾病手術医療保険金 ④ 学業(学資)費用補償 ★ ⑤ 疾病による学業(学資)費用補償 ★ ⑥ 地震・噴火・津波補償 ⑦ 熱中症補償 ⑧ 細菌性食中毒補償 ⑨ 救援者費用等補償 ● ⑩ 携行品損害補償 ⑪ 特定感染症補償	国内の事故:無制限 国外の事故:3億円	
158.7万円		死亡保険金	159.4万円
死亡保険金の4~100%		後遺障害保険金 (障害の程度によって)	死亡保険金の4~100%
死亡保険金の4~100%		後遺障害追加支払保険金 (障害の程度によって)	死亡保険金の4~100%
3,000円		入院保険金 日額(180日限度)	3,000円
入院中 10倍 入院中以外 5倍		手術保険金 (手術の際の入院の有無によって上記入院保険金日額の)(1事故あたり1回)	入院中 10倍 入院中以外 5倍
1,500円		通院保険金 日額(90日限度)	1,500円
3,000円		疾病入院医療保険金 日額(1泊2日以上入院・60日限度)	補償されません
入院中 10倍 入院中以外 5倍		疾病手術医療保険金 (手術の際の入院の有無によって上記疾病入院医療保険金日額の)	補償されません
100万円		学業(学資)費用補償	100万円
学業(学資)費用と同額を補償します		疾病による学業(学資)費用補償	学業(学資)費用と同額を補償します
★の項目が補償対象となります	⑥ 地震・噴火・津波補償 (補償範囲を拡大する特約)	★の項目が補償対象となります	
■の項目が補償対象となります	⑦ 熱中症補償 (補償範囲を拡大する特約)	■の項目が補償対象となります	
●の項目が補償対象となります	⑧ 細菌性食中毒補償 (補償範囲を拡大する特約)	●の項目が補償対象となります	
100万円	⑨ 救援者費用等補償 (保険年度あたり支払限度額)	100万円	
10万円	⑩ 携行品損害補償 (保険年度あたり支払限度額) (自己負担額3,000円)	10万円	
▲の項目が補償対象となります	⑪ 特定感染症補償 (補償範囲を拡大する特約)	▲の項目が補償対象となります	

トラブル被害対応補償セットプラン

下記以外の補償は、上記プランと同じです。

P1Tプラン	ご加入プラン	P2Tプラン
93,530円	6年間分の保険料 (一時払)	83,530円
300万円	⑫ トラブル被害対応補償 (保険年度あたり支払限度額)	300万円

※各プランの保険金額、掛金(保険料)は、過去の実績をもとに加入者1,000名以上5,000名未満の場合の団体割引を適用したものです。
※各【補償範囲を拡大する特約】の保険金額は、補償対象となる補償項目に記載の保険金額と同額となります。また、各プランの補償項目に「補償されません」と記載されている場合は補償対象となりません。

学資補償なしプラン

補償期間 2025年4月1日午前0時より2031年4月1日午後4時まで

病気補償ありプラン	ご加入プラン	病気補償なしプラン	
P3プラン		P4プラン	
66,000円	6年間分の保険料 (一時払)	56,000円	
保険金額	補償項目	保険金額	
国内の事故:無制限 国外の事故:3億円	① 個人賠償責任補償 (1事故あたり支払限度額) ② 傷害(ケガ)補償 ③ 病気補償 ④ 学業(学資)費用補償 ⑤ 疾病による学業(学資)費用補償 ⑥ 地震・噴火・津波補償 ⑦ 熱中症補償 ⑧ 細菌性食中毒補償 ⑨ 救援者費用等補償 ⑩ 携行品損害補償 ⑪ 特定感染症補償	国内の事故:無制限 国外の事故:3億円	
155万円		死亡保険金 ★■●	155.6万円
死亡保険金の4~100%		後遺障害保険金 ★■●▲ (障害の程度によって)	死亡保険金の4~100%
死亡保険金の4~100%		後遺障害追加支払保険金 ★■●▲ (障害の程度によって)	死亡保険金の4~100%
3,000円		入院保険金 ★■●▲ 日額(180日限度)	3,000円
入院中 10倍 入院中以外 5倍		手術保険金 ★■● (手術の際の入院の有無によって上記入院保険金日額の)(1事故あたり1回)	入院中 10倍 入院中以外 5倍
2,000円		通院保険金 ★■●▲ 日額(90日限度)	2,000円
3,000円		疾病入院医療保険金 日額(1泊2日以上入院・60日限度)	補償されません
入院中 10倍 入院中以外 5倍		疾病手術医療保険金 (手術の際の入院の有無によって上記疾病入院医療保険金日額の)	補償されません
補償されません		学業(学資)費用補償 ★	補償されません
補償されません		疾病による学業(学資)費用補償 ★	補償されません
★の項目が補償対象となります	⑥ 地震・噴火・津波補償 (補償範囲を拡大する特約)	★の項目が補償対象となります	
■の項目が補償対象となります	⑦ 熱中症補償 (補償範囲を拡大する特約)	■の項目が補償対象となります	
●の項目が補償対象となります	⑧ 細菌性食中毒補償 (補償範囲を拡大する特約)	●の項目が補償対象となります	
100万円	⑨ 救援者費用等補償 ●	100万円	
10万円	⑩ 携行品損害補償 (保険年度あたり支払限度額) (自己負担額3,000円)	10万円	
▲の項目が補償対象となります	⑪ 特定感染症補償 (補償範囲を拡大する特約)	▲の項目が補償対象となります	

トラブル被害対応補償 セットプラン



下記以外の補償は、上記プランと同じです。

P3Tプラン	ご加入プラン	P4Tプラン
70,530円	6年間分の保険料 (一時払)	60,530円
300万円	⑫ トラブル被害対応補償 (保険年度あたり支払限度額)	300万円













※各プランの保険金額、掛金(保険料)は、過去の実績をもとに加入者1,000名以上5,000名未満の場合の団体割引を適用したものです。
 ※各【補償範囲を拡大する特約】の保険金額は、補償対象となる補償項目に記載の保険金額と同額となります。また、各プランの補償項目に「補償されません」と記載されている場合は補償対象となりません。

★学校生活を守る主な12の安心 《こんな時にお役に立ちます》

補償項目の①～⑫は、「プラン表」(3～4ページ)および「補償概要」にも同様にご案内しています。

(注)下記項目はプランによってセットされている補償が異なりますのでご注意ください。詳細は3～4ページの「プラン表」をご覧ください。

事故例の支払保険金額はP1Tプランの場合です。

<p>① 個人賠償責任補償</p>	<p>児童やそのご家族があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。受託品賠償は時価額を限度に補償します。 ※ご家族の対象範囲の詳細は補償概要でご確認ください。</p>		<p>(事故例) 帰宅途中、出会い頭に自転車同士で衝突。相手が転倒し頭蓋骨骨折、後遺障害が残った。 (支払保険金額) 17,463,000円</p>
<p>② 傷害(ケガ)補償</p>	<p>授業中の事故・交通事故・レジャー中の事故など、さまざまな事故により生徒がケガをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。</p>		<p>(事故例) 課外活動中転倒し、足を骨折。10日間入院し、退院後10日間通院した。 (支払保険金額) 45,000円</p>
<p>③ 病気補償</p>	<p>児童が補償期間中に病気を発病し治療を受けた場合に、次の保険金をお支払いします。 ●疾病入院医療保険金:1泊2日以上入院した場合に、入院日数に応じてお支払いします。 ●疾病手術医療保険金:所定の手術を受けた場合に、お支払いします。</p>		<p>(事故例) 虫垂炎が悪化。腹膜炎を併発し、10日間入院し、手術を受ける。 (支払保険金額) 60,000円</p>
<p>④ 学業(学資)費用補償</p>	<p>扶養者の方がケガをし、事故の日から180日以内に死亡または重度の後遺障害を負った場合に補償します。</p>		<p>(事故例) 扶養者である父親が交通事故で死亡した。(小学5年の春に死亡)(年間支払限度額100万円×2年) (支払保険金額) 2,000,000円</p>
<p>⑤ 疾病による学業(学資)費用補償</p>	<p>扶養者の方が補償期間中に病気を発病し亡くなった場合に補償します。</p>		<p>(事故例) 扶養者である父親が病気で死亡した。(小学5年の春に死亡)(年間支払限度額100万円×2年) (支払保険金額) 2,000,000円</p>
<p>⑥ 地震・噴火・津波補償</p>	<p>地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってケガなどをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。</p>		<p>(事故例) 地震で自宅の塀が崩れて足を骨折。10日間入院し、退院後10日間通院した。 (支払保険金額) 45,000円</p>
<p>⑦ 熱中症補償</p>	<p>児童が日射または熱射等によって熱中症を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。</p>		<p>(事故例) 課外活動中、熱中症で倒れ3日間入院し、退院後1日通院した。 (支払保険金額) 10,500円</p>
<p>⑧ 細菌性食中毒補償</p>	<p>児童が摂取したのものにより細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。</p>		<p>(事故例) 細菌性食中毒になり、3日間入院し、退院後1日通院した。 (支払保険金額) 10,500円</p>
<p>⑨ 救援者費用等補償</p>	<p>児童が旅行で遭難した場合などに、捜索救助費、親族等が現地へ向かう交通費・宿泊費、現地からの移送費などを補償します。</p>		<p>(事故例) 旅行中に、ケガで3日間入院し、家族が現地へ迎えに行った。 (支払保険金額) 250,000円</p>
<p>⑩ 携行品損害補償</p>	<p>児童が住宅外(自宅外)で携行している身の回り品に、破損・盗難・火災などの偶然な事故による損害が生じた場合、その損害額(修理費または時価額のいずれか低い金額)から自己負担額(3,000円)を差し引いた額を補償します。(1つ10万円が限度、乗車券・通貨などは合計で5万円が限度) ※自転車など一部補償対象外の物があります。</p>		<p>(事故例) 旅行中にタブレットを誤って落とし、こわしてしまった。 (支払保険金額) 17,000円</p>
<p>⑪ 特定感染症補償</p>	<p>児童が補償期間中に法令で定める特定感染症(一類～三類感染症等)(注)を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。 ※初年度契約の場合、補償期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症は補償の対象なりません。 (注)「特定感染症」の詳細は用語のご説明をご覧ください。</p>		<p>(事故例) O-157に感染し14日間入院した。 (支払保険金額) 42,000円</p>
<p>⑫ トラブル被害対応補償</p>	<p>児童がいじめ、SNS上での誹謗中傷やストーカーなどの被害(※1)を受けて届出・相談等(※2)を行った場合に初期対策費用、カウンセリング費用、法律相談費用、弁護士費用等、訴訟関連費用を補償します。対象となる被害の内容、各費用の支払条件や支払限度額等は補償概要をご確認ください。 (※1)初年度契約で、「いじめ」・「名誉き損またはプライバシーの侵害」・「ストーカー被害」については、届出・相談日が補償期間の開始日を含めて90日以内であるときは補償の対象なりません。 (※2)弁護士等への法律相談の申込・委任、警察への届出・告訴状の提出、いじめに関する臨床心理士・公認心理師への相談をいいます。 ※お子さまの自転車の被害事故にも対応します。</p>		<p>(事故例) インターネット上に悪口や個人情報を書き込まれた。弁護士に相談し、書き込み削除を委任した。 (支払保険金額) 200,000円</p>

加入者証

当制度は団体契約のため、加入者証のお届けまでお時間をいただく場合がございます。加入者証到着まではお申込み完了のお知らせメールが当契約の証となりますので、大切に保管してください。なお、加入者証到着以前でも補償開始日より補償は開始されています。

※旧字体についてはカタカナ表記となりますがご契約や保険金のお支払等に影響はございません。

※このパンフレットは重要事項説明書とともに必ずお手元に保管してください。

なお、ご都合により学校をお辞めになる場合には残期間分に応じて精算の上ご返金いたします。

この悩み、
誰に相談したら…



ご加入すると ご利用いただけるサービス

お悩みに応じた
窓口に
おつなぎします!



精神的に
つらく、話を聞いて欲しい

トラブルへの
対処法を知りたい

今の治療法の
セカンドオピニオンを聞きたい

健康上の
不安を専門家に相談したい

どんな悩みも
まずは
こちらに!



みんなの 相談 ダイヤル

メンタルケアカウンセリングサービス

弁護士相談サービス

セカンドオピニオンアレンジサービス

ハロー健康相談24

※受付電話番号やご利用方法は後日送付する加入者証でご案内します。加入者証が届くまでは、03-3839-1687(サービス利用方法24時間テープ案内)にご連絡ください。
※ご相談内容などにより、ご要望に添えない場合があります。また、ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。
※各サービスは、補償期間(保険期間)中、AIG損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。なお、予告なく変更・中止される場合があります。
※弁護士相談サービスは、ティーベック株式会社が提携する法律事務所がご提供します。なお、AIG損害保険株式会社の提供する保険に関するご相談等AIG損害保険株式会社と利益相反に該当する可能性のあるご相談は本サービスの対象外です。
B-230554

重要

補償概要および重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」など)は下記から必ずご確認ください。

補償概要

<https://www.aig.co.jp/sonpo/school/hosyo>



重要事項説明書

<https://www.aig.co.jp/sonpo/school/juetsu>



補償概要および重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめします。また、約款はこちらからご確認ください。(https://www.aig.co.jp/sonpo/eyakkan/kodomo)
※書面による提供をご希望の場合には、取扱代理店・扱者までお問い合わせください。SB-202401

◎ご加入いただく皆様へ

補償概要および重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」など)には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、事前に必ずご一読ください。特に、皆様にとって不利益な情報(「保険金をお支払いできない主な場合」など)が記載されている部分については、その内容をご確認ください。なお、この保障制度に関するお問い合わせは、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。また、申込締切日後のお申込方法は、取扱代理店・扱者までお問い合わせください。

●個人情報の取扱いについて 契約者である団体は、加入依頼書に記載された個人情報をこの保険の引受保険会社に提供します。また、制度の運営・管理のため、被保険者が所属する学校などに提供する場合があります。引受保険会社における個人情報の取扱いにつきましては、重要事項説明書にてご確認ください。

次のような場合、ただちに下記へご連絡ください。

1. 補償期間(保険期間)中にこの保険の対象となる事故などにあわれた場合は、事故の日から30日以内にご連絡ください。その後の手続についてご案内します。
2. 後日お届けする加入者証の記載内容に変更があった場合(住所変更・転校など)は必ずご連絡ください。住所変更のご連絡をいただけない場合、重要なお知らせが届けられなくなる場合があります。
3. 当制度は団体の構成員(会員)を対象としており、転校などにより団体の構成員(会員)でなくなる場合は、脱退等の手続きが必要となるため必ずご連絡ください。

●以下の補償をご契約されているお客さまで、別の保険契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。なお、パンフレットに記載の各プラン(特約の組み合わせ)の内容を変更(一部の特約の追加・削除)してのご契約はできませんので、ご了承ください。【個人賠償責任補償・携行物品損害補償 等】

●インターネットによる事故受付も行ってまいります。詳しくは引受保険会社ホームページをご覧ください。

●このパンフレットは保障制度(保険)の概要をご説明したものです。詳細につきましては取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

●共同保険契約の場合には、「共同保険に関する特約」が自動的にセットされます。各社の引受割合につきましては(下記宛て)お問い合わせください。

事故受付

スクール事故受付ダイヤル

0120-300-399 (通話料無料)

インターネットによる事故受付

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

24時間年中無休

引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。

立教小学校小学生総合保障制度に関するお問い合わせ先

(取扱代理店・扱者)

立教ほけんプラザ (株式会社 立教オフィスマネジメント)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋5-10-5(セントポールプラザ3階)

☎03-3985-2769(受付時間:平日(月~金)10:00~16:00)

e-mail: hokenplaza@rikkyo.ac.jp

※2025年4月1日より代理店名は立教ほけんプラザ(株式会社 立教企画)に変更となります

(引受保険会社)

(幹事保険会社)

AIG損害保険株式会社 学校契約センター

〒930-0856 富山市牛島新町5-5 タワー111

☎076-443-8740

(受付時間:土・日・祝日・年末年始を除く/9:00~17:00)

(非幹事保険会社)

東京海上日動火災保険株式会社

損害保険ジャパン株式会社